国設知床鳥獣保護区

マ　ス　タ　ー　プ　ラ　ン

平成１５年３月

環　境　省　自　然　環　境　局

東北海道地区自然保護事務所

目　　次

１　鳥獣保護区の現状 ---------- １

２　鳥獣保護区の設定目的 ---------- ３

３　鳥獣保護区の保護管理 ---------- ４

４　許認可に関する事項 ---------- ５

５　施設の整備及び管理に関する事項 ---------- ６

６　その他保護管理に必要な事項 ---------- ６

７　その他 ---------- ７

８　鳥獣保護区の図面及び台帳 ---------- ８

９　知床半島において確認された鳥獣類 ---------- １２

１０　環境省所管種傷病鳥獣保護収容等マニュアル ---------- １５

１１　国内希少野生動植物種 ---------- １６

１２　鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第１２条第１項第２号の
規定に基づく保護繁殖を特に図る必要がある鳥獣 ---------- １７

１３　参　考　資　料 ---------- １９
（１）鳥獣捕獲許可等取扱要領について ---------- ２０
（平成１２年４月１日　環自野第１４６号）

（２）国設鳥獣保護区特別保護地区内行為許可取扱要領 ---------- ４０
（平成１２年４月１日　環自野第１４７号）

１ 鳥獣保護区の現状

（１）国設知床鳥獣保護区の位置

知床半島は、北海道の東北端から北北東に突き出した半島で、長さ約６５ｋｍ、幅約２５ｋｍほどであり、突端に近づくに従って狭くなっている。西側はオホーツク海に面し、東側は根室海峡を隔てて国後島に相対している。

この半島には、国立公園（自然公園法）、原生自然環境保全地域（自然環境保全法）、保安林（森林法）、森林生態系保護地域（林野庁長官通達）が設定されている。各保護区は、その目的、保護の対象、規制される行為がそれぞれ異なっている。

国設知床鳥獣保護区は、この知床半島の基部と知床岬のほぼ中間地点（遠音別岳と知西別岳の中間付近）から知床半島先端部にかけて設定され、中央山岳稜線を境に西側は斜里郡斜里町に、東側は目梨郡羅臼町に属している。

なお、原生自然環境保全地域は他の保護関連区域と重複しないが、それ以外の区域の多くは重複しており、それぞれが補完しあってこの地域の保護機能を高めている。

（２）鳥獣の生息環境

ア　地質、地形等

地質は、新第三紀層を第四紀洪積世の火山噴出物が覆い、紫蘇輝石安山岩の溶岩流及び同質の集塊岩・砕屑岩からなっている。

地形は、新第三系の山脈が基盤をなしており、その中軸沿いに噴出した多数の第四紀の火山活動によって現在の半島が形づくられている。中央山岳は、知床岳・硫黄山・羅臼岳・遠音別岳などの第四紀火山が並んでいる。

海岸の地形は、海蝕による断崖や集塊岩の独立岩など複雑で変化に富んでおり、特に北部では山麓部が海蝕されて３０ｍから２００ｍほどの断崖をなしているところが多い。

イ　植物相の概要

海岸線から標高１，６６０ｍほどの高山まで植物相は極めて変化に富んでおり、海岸部においては、海岸植物群落が、また、森林帯はトドマツ・エゾマツなどの針葉樹やミズナラ・イタヤカエデなどの広葉樹が、さらにこれらを越える地帯ではハイマツ帯から高山植物群落へと植物相の変化が見られ、優れた森林生態系が保持されている。

（３）鳥獣の生息動向

知床半島には、北海道全域にかつて生息していた陸生哺乳類及び鳥類の殆どすべての種が生息している。

この地域の、いくつかの河川では、サケ科の魚類の自然遡上が見られることなどから、食物連鎖の頂点に位置するヒグマや猛禽類の生息が可能となっている。特に鳥類では、現在北海道のごく限られた地域にしか生息していない希少種であるオジロワシやシマフクロウが繁殖するなど、我が国でも極めて貴重で生物の多様性に富む地域である。

さらに知床半島沿岸海域は、鳥類・魚類・海獣類が季節移動するコースとなってい

るため、渡りや回遊の時期には、当地域の海域に多くの生物集団が集中することも当地域の特性である。

これまでに知床半島及び周辺海域で記録された鳥類はシマフクロウやオオワシなど５０科２６２種で、哺乳類はヒグマやエゾシカ、また海域にはトドやゴマフアザラシなど１６科５２種が確認されている。特に猛禽類や、海岸及び沿岸部の海鳥類の多様さは、知床の自然生態系が周辺海域を含めて原生的な様相を保っていることの証である。

このうち、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種に指定されている鳥類は１１種である。

これら希少種の中でも、シマフクロウは北海道東部を中心に確実な生息地はわずか５０地点、生息数は１２０羽程度である。

知床半島では、全生息地の半数近い２３の生息地が分布する重要な生息域となっている。また、人工給餌に依存する個体がおらず天然木繁殖個体が多いなど、他の地域と違い、人為的影響をあまり受けない条件下で生息している。なお、鳥獣保護区内には１３カ所の生息地が確認されている。

オジロワシは、１９９１年から１９９８年までの調査で、北海道内で確認された、またはその可能性が高いつがい数は６２つがいと報告され、知床半島全体では１７つがいの営巣が確認又は推定されていることから、知床半島は、北海道内では営巣密度の高い地域であると考えられる。

オオワシは、１１月に知床半島に渡来し、多い日には一日に数百羽が沿岸を通過する。知床半島は、北日本最大の越冬地であり、沿岸や沿岸域を餌場とし、海岸の森林を休み場やねぐらとするオオワシは２月には１，０００羽以上となる。（※１）

獣類では、エゾシカは、斜里町がスポットライトセンサスによる生息動向調査を、毎年春と秋にそれぞれ連続５日間行っている。調査コースは国立公園内外の５コースで実施しているが、このうち、国立公園内の岩尾別コースでは、発見頭数（５日間の調査の平均値）は、１９８８年には調査距離１Ｋｍ当たり、１．８頭であったものが、１９９０年以降急激な増加を見せ、１９９６年には１８．１頭/Kmとなっている。この８年間で１０倍に増加しているが、１９９９年には、８頭/Km台までに減少してきている。（※２）

羅臼側では、羅臼町及び根室支庁が１９９９年から、夜間における個体数調査を開始し、２０００・２００１年におけるスポットライトセンサスでは、両年とも９頭/Km台での推移となっている。

ヒグマは、知床半島全域に生息し、鳥獣保護区内では生息密度が極めて高い。

例えば幌別からカムイワッカに至る地域の生息密度は、最低に見積もっても0.4頭/Km^{2}程度で、好適な環境の地区では局地的にさらに密度が高いと予想されるが、半島中部ではやや密度が低く、半島基部の農耕地帯ではさらに低密度である。（※３）

（４）捕獲状況の概要

１９９３年から２００１年までの間における知床鳥獣保護区及び同保護区周辺部におけるヒグマの有害駆除は、２７頭となっている。

なお、これ以外の鳥獣については、同期間内に有害駆除の許可実績はない。

（５）利用形態の多様化等

近年、知床の豊かな自然や野生動物とのふれあいを求めて訪れる人が増加している。その利用形態も多様化し、従来の観光利用の形態は、大型バスと観光船を中心としたツアーが主体で数カ所のポイントに短時間滞在する通過型利用が中心であったが、ここ数年は個人あるいは少人数のグループツアーによる自然体験型利用の割合が増えてきている。

その利用手段もマイカーが主体となり、プレジャーボートなど自由度と機動性を持つ手段が出てきたほか、用具・装備の高度化で徒歩による入り込みも容易になってきている。

ルシャ地区以奥においては、入り込み等が引き起こす植生破壊、野生動物の繁殖へ与える影響、ヒグマとの遭遇の増加、キャンプ等から生じるゴミ・残飯やキタキツネ、ワシ類等への餌付けによる野生動物の生息環境の攪乱などの問題が生じている。

また、増加した釣り人によるシマフクロウ等の餌資源の減少、投棄された釣り糸等による野生鳥獣への影響、釣り人により大量に投棄された魚による野生生物に与える影響などが生じている。

さらに、近年、キタキツネ、エゾシカ、オジロワシやオオワシなど、いずれもかなり近くまで人に接近するようになった。特に、ヒグマの一部には人間を意識せずに行動する個体も見受けられ、道路近くに留まるヒグマを見るために車が連なることなど、動物との不要な接触による事故の発生なども危惧されている。

このため、斜里・羅臼両町では地域住民や観光客との軋轢を回避するため、ヒグマを誘引するエゾシカ等死亡個体の回収、出没したヒグマに対するゴム弾・花火弾等での追い払いを実施している。

参考文献

（※１）日本鳥類保護連盟釧路支部（2001）:「国設知床鳥獣保護区調査報告書」（環境庁委託調査）

（※２）知床国立公園自然体験型利用研究会（1998）:「知床国立公園における自然体験型利用（野生生物とのふれあい）のあり方について報告書」

（※３）財団法人自然トピアしれとこ管理財団（1998）:「知床国立公園ヒグマ対策検討調査」（環境庁委託調査）

２ 鳥獣保護区の設定目的

鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図る上で根幹となるもので、その設定や特別保護地区の指定により、鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上に資するものである。

知床半島は、自然生態系が周辺海域を含めて原生的な様相を保っていることから多くの鳥獣が生息し、特に、シマフクロウやオジロワシ等希少鳥類も多く生息している。

このことから、これら希少鳥獣の保護・繁殖を図る場として、併せて他の鳥獣の生息地

として鳥獣保護区を設定している。このうち、特に生態系が良好で、野生鳥獣の生息や繁殖の場として重要な地域を特別保護地区に指定するとともに、より一層の保護・管理・繁殖を図るため特に重要なルシャ地区一帯を特別保護指定区域に指定している。

３ 鳥獣保護区の保護管理

（１）基本方針

知床半島には、原生的な自然が多く残されているとともに多種多様な鳥獣が生息している。大型の陸生哺乳類ではヒグマやエゾシカ、また、大型の猛禽類で絶滅のおそれのあるシマフクロウ・オジロワシなどの希少種等が生息している。

これらのことから、国設知床鳥獣保護区においては希少鳥獣等の生息地の保護を図るとともに、生態系の自然状態における遷移と循環を維持・保全することを基本とし、人為の影響により著しく増加あるいは減少した野生鳥獣については、科学的にその生息状況を把握し、必要な対応策を検討するものとする。

また、人と野生鳥獣の共生を図るため、人の利用の適正な誘導、野生鳥獣の生態等に関する普及啓発を推進し、次により保護管理業務を実施するものとする。

（２）具体的な保護管理

ア　鳥獣の生息状況の調査

鳥獣保護区の科学的、計画的な保護管理にあたっては、野生鳥獣の生息状況、個体群の動向、生息環境、生態等に関する調査研究を進め、必要に応じ対象となる野生鳥獣毎の保護管理計画を検討する。計画の運用に当たっては、現状に関するモニタリングを実施し、その結果をフィードバックして所要の見直しを行う。

このため、知床においてこれまでに蓄積されたデータ等の収集に努め、これらの活用を図るとともに、生息状況のモニタリング調査等を行い、適正な保護管理を図るものとする。

特に、当該鳥獣保護区は希少鳥獣生息地の保護を図る場として設定されているところであるが、ヒグマと人との軋轢、エゾシカの採食圧による自然植生への影響、農林業被害及び道路交通事故等の問題が発生しているほか、アライグマ等の移入種による在来種への影響も懸念されることから、これらについて生息状況の把握に努めるとともに、現状を踏まえ保護管理計画を策定するなど必要な対応策について検討するものとする。

なお、生息状況の調査については、羅臼町や知床自然センターを拠点にヒグマ・エゾシカ等の調査活動を行っている斜里町及び財団法人自然トピアしれとこ管理財団等とも連携を図るものとする。

イ　巡視

自然保護官及び国設鳥獣保護区管理員並びに国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業での巡視等を行う。特に、特別保護指定区域については巡視強化に努めるとともに、関係機関の協力を得ながら巡視体制の強化を図る。

また、北海道森林管理局が配置しているシマフクロウ巡視員、北海道及び地元町が配置している自然保護監視員等とも連携や情報の共有化を図るものとする。

ウ　人の利用の適正な誘導

当該鳥獣保護区のほとんどの区域が国立公園に指定されており、入り込み者等が多く、希少な鳥類やヒグマなどの野生鳥獣への関心が高い。

特にキタキツネ等への餌付け、シマフクロウ等の猛禽類の営巣場所への接近等の行為が行われたり、ゴミの投棄などによるヒグマの誘引のおそれもあり、これら鳥獣の生息等に影響を及ぼさないよう配慮する必要がある。

このため、国立公園の保護と利用とも十分整合を図るとともに、ビジターセンター等で当該鳥獣保護区の保護管理に係る普及啓発を図るとともに、自然保護官、国設鳥獣保護区管理員、グリーンワーカー事業を活用するなどして、巡視に際して利用者への指導を行う。特に、特別保護指定区域への利用者の立入りなどにより希少鳥類の保護・管理・繁殖に支障を生じないよう指導を行う。

４　許認可に関する事項

（１）第８条ノ８第５項に基づく工作物の設置等の許可

特別保護地区内における水面の埋立又は干拓、立木竹の伐採、工作物の設置、及び特別保護指定区域において鳥獣の保護繁殖に影響を及ぼす恐れがある行為として政令に掲げられた行為の許可申請については、「国設鳥獣保護区特別保護地区内行為許可取扱要領」（平成１２年４月１日環自野第１４７号環境庁自然保護局長通知）により適正に対処するものとする。

なお、ルシャ地区へのアクセス方法には知床保安林管理道と海路とがあるが、知床保安林管理道には知床大橋にゲートが設置され、網走南部森林管理署が関係行政機関等と連携して管理している。

特別保護指定区域に指定されているルシャ地区については、関連機関と連携し以下の行為について適正に対応するものとする。

（鳥獣保護法第８条ノ８第５項の政令で定める行為）

一　立木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、落葉若しくは落枝を採取し、動物を捕獲し若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。（農林漁業を営むために行うものを除く。）

二　火入れ又はたき火をすること。

三　車馬を使用すること。

四　動力船を使用すること。（漁業又は船舶運航の事業を営むために行うものを除く。）

五　犬その他鳥獣に害を加えるおそれのある動物を入れること。

六　撮影、録画若しくは録音し、又は鳥獣の営巣に影響を及ぼすおそれがある方法として環境大臣が定める方法により動植物を観察すること。

七 球具その他の器具を使用して、野外スポーツ又は野外レクリェーションをすること。

（２）法第１２条第１項に基づく鳥獣捕獲の許可

学術研究又は有害鳥獣駆除を目的とした、或いは特定鳥獣保護管理計画に定める特定鳥獣の数を調整するための国設鳥獣保護区内における鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取に係る許可申請については、「鳥獣捕獲許可等取扱要領について」（平成１２年４月１日環自野第１４６号環境庁自然保護局長通知）に基づき適正に対処するものとする。

なお、国設鳥獣保護区は野生鳥獣の生息状況をモニタリングする上で重要な位置を占めていることから、捕獲から得られる多様な情報を分析・収集する総合的な枠組みについて、関係機関と連携を図りながら検討する。特に、有害駆除で捕獲されるヒグマについては、北海道環境科学研究センターが全道的に標本の分析収集を行っていることから、駆除実施者に対し捕獲情報とサンプルの提出について協力要請を行うものとする。

また、エゾシカなどその他の野生鳥獣についても、北海道環境科学研究センター等が標識調査などを実施又は予定していることから、北海道環境科学研究センター等からの協力要請に対応するとともに、捕獲者に対し捕獲情報とサンプルの提出について協力依頼を行うものとする。

（３）法第１５条に基づく劇薬等の使用許可

爆発物、劇薬、毒薬等を使用して鳥獣の捕獲を行おうとする場合の許可申請については、「鳥獣捕獲許可等取扱要領について」に基づき適正に対処するものとする。

５　施設の整備及び管理に関する事項

（１）鳥獣保護区の標識

ア　鳥獣保護区域を明示する標識を設置するとともに、定期的に確認を行い、随時更新を図る。

イ　特別保護指定区域を明示する標識を設置し、入込者等に対する注意喚起を図る。

（２）鳥獣保護区管理センター

国設知床鳥獣保護区管理センターは、同保護区における野生鳥獣の生息状況調査や保護管理業務の拠点として、情報の一元的管理を図る。

（３）その他国設鳥獣保護区の保護及び利用に必要な施設

鳥獣保護区はそのほとんどが国立公園区域と重複することから、国立公園の利用施設としてビジターセンター、園地、歩道等を整備する際には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としても活用が図れるよう考慮する。

６　その他保護管理に必要な事項

（１）傷病鳥獣の保護収容

国内希少種等の傷病鳥獣が発見された場合には、関係機関の協力を得て保護収容を行うこととしているが、別紙１「傷病鳥獣保護収容等マニュアル」により取り扱うものとする。

（２）シマフクロウ保護増殖事業計画との連携

鳥獣保護区はシマフクロウの主要な繁殖地となっており、シマフクロウ保護増殖事業の一環として生息調査、巣箱の設置、バンディング調査等を実施する。

（３）ヒグマへの安全対策の連携

カムイワッカ地区、知床五湖地区などでは、頻繁にヒグマが出没し、観光客などとの間で事故が懸念されていることから、斜里町や羅臼町ではヒグマに対する安全対策としてのパトロール等を継続するとともに、状況に応じては追い払いを実施している。

このため、国立公園利用者等の安全対策について両町とも連携を図るものとする。

（４）「１００平方メートル運動の森・トラスト」との連携

斜里町が進める「１００平方メートル運動の森・トラスト」では、鳥獣保護区内の「しれとこ１００平方メートル運動地」において、希少種の保護増殖や各種野生生物の生息環境の復元、サケ・マスの自然産卵の促進、サクラマス個体群の復元などを行っていることから、これらの事業との協力・連携を図るものとする。

（５）関係機関との連携

ア　鳥獣保護区の約９割が国有林であることから、適正な管理が出来るよう北海道森林管理局と協力・連携を図るものとする。

イ　北海道及び斜里町・羅臼町をはじめとする関係行政機関や、財団法人自然トピアしれとこ管理財団をはじめとする地元関係団体とも、協力・連携を図るものとする。

７　その他

本マスタープランにより難い等の状況の変化が生じた場合には、必要に応じてマスタープランを改定する。

８　鳥獣保護区図面及び台帳

（１）図面

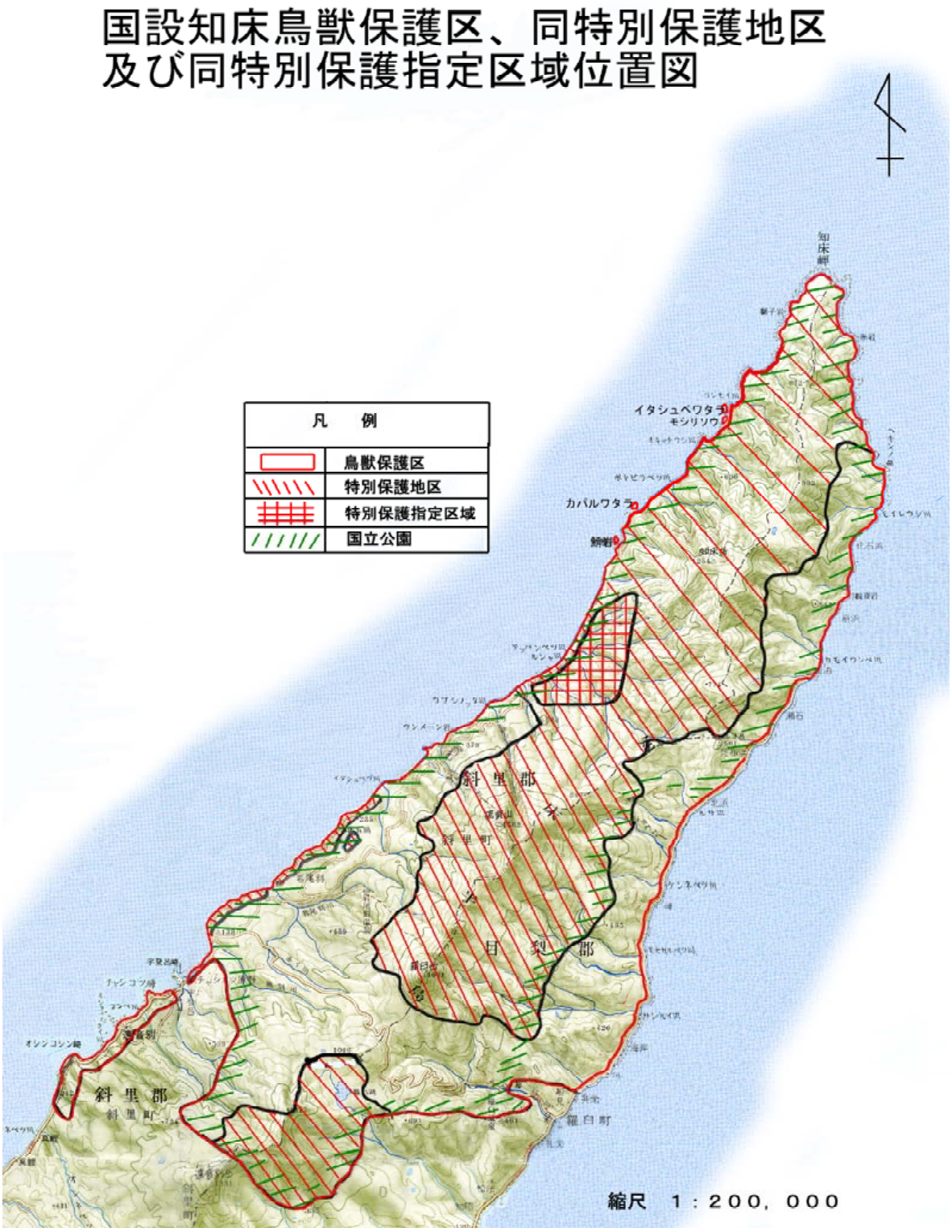

（２）台帳

国設知床鳥獣保護区	所 在 地	北海道斜里郡斜里町、北海道目梨郡羅臼町		
	設定区分	希少鳥獣	少鳥獣名等	

	事由	面積				設定	告示		開催年月日		備考
		国有地	公有地 民有地	内水面 又は海面	計	指定 期間	年月日	番号	公聴会	審議会	
鳥獣保護区	設定	40,833	2,339		43,172	昭和５７年 3月２４日 平成１３年１０月３１日 ２０年	昭和57 年 3月24 日	32	昭和５７年 1月２０日	昭和５７年 2月１５日	
	更新 拡大	40,712	3,341		44,053	平成１３年１１月 １日 平成３３年１０月３１日 ２０年	平成13年10 月29 日	58	平成１３年 7月１８日	平成１３年１０月 2日	
特別保護地区	指定	19,245	112		19,357	昭和５７年 3月２４日 平成１３年１０月３１日 ２０年	昭和５７年 3月２４日	３３	昭和５７年 1月２０日	昭和５７年 2月１５日	
	指定	22,407	1,223		23,630	平成１３年１１月 １日 平成３３年１０月３１日 ２０年	平成13年10 月29 日	６４	平成１３年 7月１８日	平成１３年１０月 2日	
特別保護地区	指定	1,156			1,156	平成１３年１１月 １日 平成３３年１０月３１日 ２０年	平成13年10 月29 日	６９			

鳥獣の生息状況及び設定効果	標識に関する事項			保護繁殖施設放鳥獣の実施			有害鳥獣駆除の実施状況			法第８条ノ８第５項による許可		補償の実施事項		
	年度	種　類	数量	年度	種　類	数量	年度	種　類	数量	許可年月日	許可事項	年度	種　類	数量
	昭和57	案内板 鳥獣保護区制札 特別保護地区制札	4 20 10				平成5 平成6 平成7 平成8 平成9 平成10 平成11 平成12 平成13	ヒグマ ヒグマ ヒグマ ヒグマ ヒグマ ヒグマ ヒグマ ヒグマ ヒグマ	5 2 2 7 1 7 2 1 2	昭和49年9月22日	木道　4ケ所 木橋　1ケ所 防護柵　5ケ所 展望テラス　1ケ所			

区　　域	位　置　図　・　区　域　図

鳥獣保護区

○環境省告示第五十八号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第一項及び鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）第一条第二項の規定に基づき、知床鳥獣保護区の区域を変更し及びその存続期間を更新したので、昭和五十七年三月環境庁告示第三十二号（知床鳥獣保護区を設定した件）の一部を次のように改正し、平成十三年十一月一日から施行する。

平成十三年十月二十九日　　環境大臣　川口　順子

一　区域

北海道斜里郡斜里町所在国有林一三二〇林班ろ及びイからハまでの各小班、一三二一林班、一三二三林班ろ、イ及びロの各小班、一三二七から一三八一までの各林班は及び一〇林班の区域、目梨郡羅臼町所在国有林二一〇林班は及び一一の各小班、二一四林班い一及びイの各小班、二一七林班イ小班、二一九林班イ小班、二二四林班イ小班、二二二林班イ小班、二二三林班イ小班、二二五林班イ、イ1及びロの各小班並びに二二九から二七五までの各林班の区域並びに幌別川以北の斜里郡斜里町の区域（国有林の区域を除く。）並びに目梨郡羅臼町所在国有林一から一六までの各林班の区域、目梨郡羅臼町湯の沢町九番地及び同九番地の北東端から目梨郡羅臼町所在国有林二三二林班の南西端の見通線から知床峠側の目梨郡羅臼町の区域（国有林の区域を除く。）

二　存続期間

平成十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

特　別　保　護　地　区

○環境省告示第六十四号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第三項の規定に基づき、知床鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定する。

平成十三年十月二十九日　　環境大臣　川口　順子

一　名称

知床鳥獣保護区特別保護地区

二　区域

知床鳥獣保護区のうち北海道斜里郡斜里町所在国有林一三二〇林班ハ小班、一三二一林班イ小班、一三二三林班イ小班、一三二五林班ロ小班、一三二七林班イ小班、一三二八林班イ小班、一三三〇林班イ小班、一三三一林班イ小班、一三三三林班イ及びハの各小班、一三三三林班イ小班、一三三四林班イ小班、一三三五林班、一三三六林班イ及びロの各小班、一三三七林班、一三三八林班イ小班、一三四〇林班イ小班、一三四一林班イ及びニの各小班、一三四三林班ロ小班、一三四四林班ロ小班、一三四五林班から一三七五までの各林班、一三七八林班イ小班並びに一三七九林班イ小班、一三八〇から一三八一の各林班は及び区域、目梨郡羅臼町所在国有林二一〇林班い一及びイの各小班、二一四林班い一及びイの各小班、二一七林班イ小班、二二一林班イ小班、二二二林班イ及びロの各小班、二二三林班イ小班、二二四林班イ小班、二二五林班イ及びロの各小班、二二七林班イ小班、二二九林班イ小班、二三〇林班イ小班、二三二林班イ小班、二三四林班イ小班、二三五林班イ小班、二三七林班イ小班、二四〇林班イ小班、二四一林班イ小班、二四二林班イ小班、二四三林班イ小班、二四五林班イ小班、二四六林班イ小班、二四七林班イ小班、二四八林班イ小班、二四九林班イ小班、二五〇林班イ及びロの各小班、二五一林班イ小班、二五二林班イ小班、二五三林班イ小班、二五四林班イ小班、二五九林班イ小班、二六〇林班イ小班、二六一林班イ小班、二六二林班イ小班、二六三林班イ小班、二六五林班イ小班、二六六林班イ小班、二六七林班イ及びロの各小班、二六八林班イ小班、二七〇林班イから八までの各小班、二七一林班イ小班、二七二から二七五までの各林班の区域並びに斜里郡斜里町大字遠音別村岩尾別一〇五番地、一〇六番地、一六三番地、三五六の一から三までの各番地、五九一番地、五四九の一から三までの各番地、五五〇番地、五五一番地、五五三番地の区域及びこれらの区域に隣接した財務省所管の国有地（通称「知床五湖」の区域、知床峠灯台及び灯台管理用通路敷の国土交通省所管の国有地、ポンプタ川からタキノ川間の道有地、知床半島の斜里郡斜里町側に位置する岩礁のうち、鮫岩、カパルワタラ、イタシュペワタラ、通称モシリソウの区域

三　存続期間

平成十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

特　別　保　護　指　定　区　域

○環境省告示第六十九号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）第三条第一項の規定に基づき、知床鳥獣保護区特別保護地区の区域内に次のように特別保護指定区域を指定し、及び同区域に係る指定期間を定める。

平成十三年十月二十九日　　環境大臣　川口　順子

一　特別保護指定区域

知床鳥獣保護区特別保護地区のうち北海道斜里郡斜里町（ポンプタ川からタキノ川の間）所在の道有地（ふ化場敷及び同関連敷地並びに知床保安林管理車道を除く。）

二　指定期間

平成十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日までの各年の一月一日から十二月三十一日まで

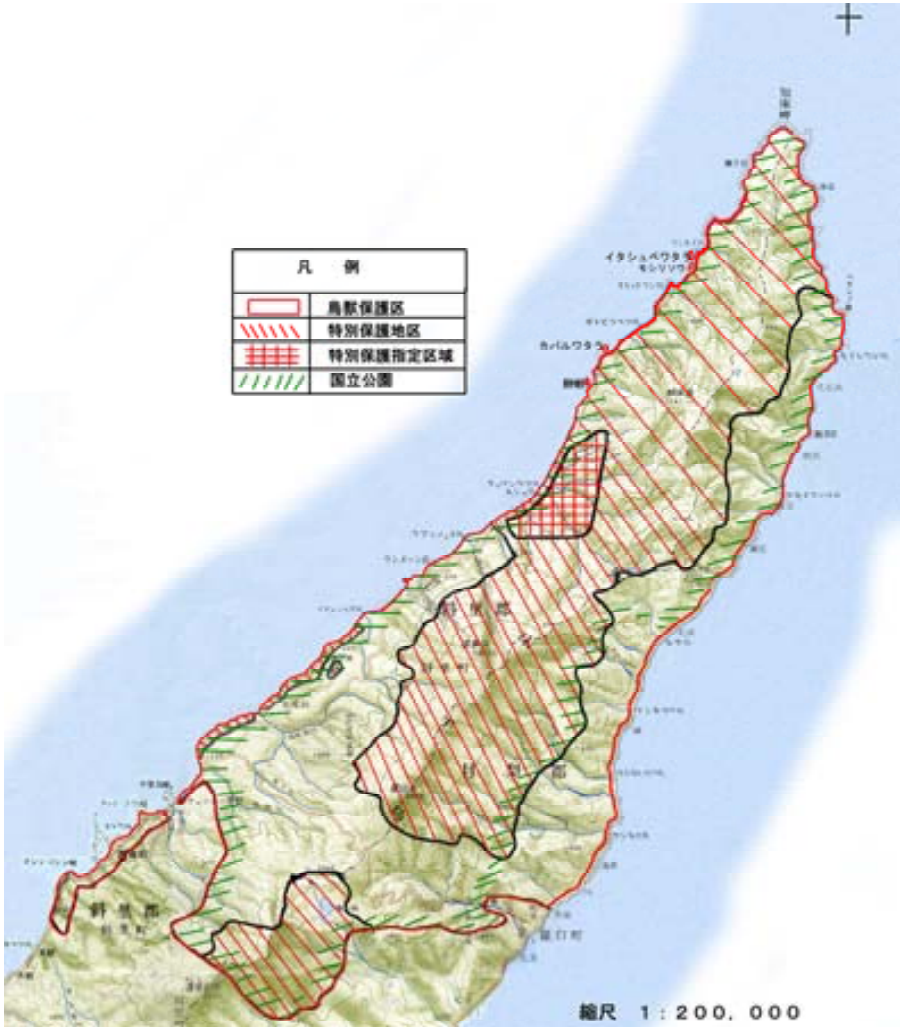

９　知床半島において確認された鳥獣類

ア　鳥類

【アビ科】　アビ・オオハム・シロエリオオハム・ハシジロアビ

【カイツブリ科】　カイツブリ・ハジロカイツブリ・ミミカイツブリ・アカエリカイツブリ・カンムリカイツブリ

【ミズナギドリ科】フルマカモメ・アカアシミズナギドリ・ハイイロミズナギドリ・ハシボソミズナギドリ

【ウミツバメ科】　ハイイロウミツバメ・コシジロウミツバメ

【ウ科】　ウミウ・ヒメウ・チシマウガラス

【サギ科】　ミゾゴイ・アカガシラサギ・アマサギ・チュウサギ・コサギ・アオサギ

【ガンカモ科】　***コクガン・マガン・ヒシクイ***・コブハクチョウ・オオハクチョウ・コハクチョウ・オシドリ・マガモ・カルガモ・コガモ・トモエガモ・ヨシガモ・オカヨシガモ・ヒドリガモ・オナガガモ・ハシビロガモ・ホシハジロ・クビワキンクロ・キンクロハジロ・スズガモ・クロガモ・ビロードキンクロ・シノリガモ・コオリガモ・ホオジロガモ・ミコアイサ・ウミアイサ・カワアイサ

【タカ科】　ミサゴ・トビ・*オジロワシ*・*オオワシ*・*オオタカ*・ツミ・ハイタカ・ケアシノスリ・ノスリ・クマタカ・カラフトワシ・ハイイロチュウヒ・チュウヒ

【ハヤブサ科】　シロハヤブサ・ハヤブサ・チゴハヤブサ・コチョウゲンボウ・チョウゲンボウ

【ライチョウ科】　エゾライチョウ

【キジ科】　ウズラ・キジ

【ツル科】　タンチョウ

【クイナ科】　クイナ・ヒメクイナ・バン・ツルクイナ・オオバン

【チドリ科】　コチドリ・シロチドリ・メダイチドリ・ムナグロ・ダイゼン

【シギ科】　キョウジョシギ・トウネン・ヒバリシギ・ハマシギ・オバシギ・ミユビシギ・キリアイ・ツルシギ・アオアシシギ・タカブシギ・キアシシギ・イソシギ・チュウシャクシギ・ヤマシギ・タシギ・ハリオシギ・チュウジシギ・オオジシギ・アオシギ

【セイタカシギ科】セイタカシギ

【ヒレアシシギ科】ハイイロヒレアシシギ・アカエリヒレアシシギ

【トウゾクカモメ科】トウゾクカモメ・クロトウゾクカモメ

【カモメ科】　ユリカモメ・ホイグリンカモメ・セグロカモメ・オオセグロカモメ・ワシカモメ・シロカモメ・アイスランドカモメ・カモメ・ウミネコ・ミツユビカモメ・ヒメクビワカモメ・ゾウゲカモメ・ハジロクロハラアジサシ・アジサシ

【ウミスズメ科】　ウミガラス・ハシブトウミガラス・ウミバト・ケイマフリ・マダ

ラウミスズメ・ウミスズメ・エトロフウミスズメ・コウミスズメ・ウミオウム・ウトウ・ツノメドリ・エトピリカ

【ハト科】　キジバト・アオバト

【カッコウ科】　ジュウイチ・カッコウ・ツツドリ・ホトトギス

【フクロウ科】　シロフクロウ・ワシミミズク・シマフクロウ・トラフズク・コミミズク・コノハズク・オオコノハズク・キンメフクロウ・アオバズク・フクロウ

【ヨタカ科】　ヨタカ

【アマツバメ科】　ハリオアマツバメ・アマツバメ

【カワセミ科】　ヤマセミ・アカショウビン・カワセミ

【ヤツガシラ科】　ヤツガシラ

【キツツキ科】　アリスイ・ヤマゲラ・***クマゲラ***・アカゲラ・オオアカゲラ・コアカゲラ・コゲラ

【ヒバリ科】　ヒバリ

【ツバメ科】　ショウドウツバメ・ツバメ・コシアカツバメ・イワツバメ

【セキレイ科】　ツメナガセキレイ・キセキレイ・ハクセキレイ・セグロセキレイ・ビンズイ・タヒバリ

【ヒヨドリ科】　ヒヨドリ

【モズ科】　モズ・アカモズ・オオモズ

【レンジャク科】　キレンジャク・ヒレンジャク

【カワガラス科】　カワガラス

【ミソサザイ科】　ミソサザイ

【イワヒバリ科】　イワヒバリ・カヤクグリ

【ツグミ科】　コマドリ・ノゴマ・コルリ・ルリビタキ・クロジョウビタキ・ジョウビタキ・ノビタキ・イソヒヨドリ・トラツグミ・マミジロ・クロツグミ・アカハラ・シロハラ・マミチャジナイ・ツグミ・ノハラツグミ

【ウグイス科】　ヤブサメ・ウグイス・エゾセンニュウ・シマセンニュウ・マキノセンニュウ・コヨシキリ・オオヨシキリ・メボソムシクイ・エゾムシクイ・センダイムシクイ・キクイタダキ

【ヒタキ科】　キビタキ・オオルリ・サメビタキ・エゾビタキ・コサメビタキ

【エナガ科】　エナガ

【シジュウカラ科】ハシブトガラ・コガラ・ヒガラ・ヤマガラ・シジュウカラ

【ゴジュウカラ科】ゴジュウカラ

【キバシリ科】　キバシリ

【メジロ科】　メジロ

【ホオジロ科】　シラガホオジロ・ホオジロ・ホオアカ・カシラダカ・ミヤマホオジロ・シマアオジ・アオジ・クロジ・オオジュリン・ツメナガホオジロ・ユキホオジロ

【アトリ科】　アトリ・カワラヒワ・マヒワ・ベニヒワ・ハギマシコ・オオマシ

コ・ギンザンマシコ・イスカ・ナキイスカ・ベニマシコ・ウソ・イカル・シメ

【ハタオリドリ科】ニュウナイスズメ・スズメ

【ムクドリ科】　コムクドリ・ムクドリ

【カラス科】　カケス・カササギ・ホシガラス・ハシボソガラス・ハシブトガラス・ワタリガラス

イ　獣類

【トガリネズミ科】トウキョウトガリネズミ・ヒメトガリネズミ・エゾトガリネズミ・オオアシトガリネズミ

【ヒナコウモリ科】ウスリホオヒゲコウモリ・ヒメホオヒゲコウモリ・モモジロコウモリ・ウスリドーベントンコウモリ・カグヤコウモリ・ヒメホリカワコウモリ・ウサギコウモリ・チチブコウモリ・ニホンコテングコウモリ

【ウサギ科】　エゾユキウサギ

【リス科】　エゾリス・エゾシマリス・エゾモモンガ

【ネズミ科】　ミカドネズミ・エゾヤチネズミ・ヒメネズミ・カラフトアカネズミ・アカネズミ・ハツカネズミ・クマネズミ・ドブネズミ

【イヌ科】　キタキツネ・エゾタヌキ

【クマ科】　ヒグマ

【イタチ科】　エゾオコジョ・キタイイズナ・ニホンイタチ・アメリカミンク・エゾクロテン・ラッコ

【シカ科】　エゾシカ

【アシカ科】　キタオットセイ・トド

【アザラシ科】　ゴマフアザラシ・ゼニガタアザラシ・ワモンアザラシ・クラカケアザラシ・アゴヒゲアザラシ

【シカ科】　エゾシカ

【マッコウクジラ科】マッコウクジラ

【アカボウクジラ科】アカボウクジラ・ツチクジラ・オウギハクジラ

【マイルカ科】　カマイルカ・シャチ

【ネズミイルカ科】ネズミイルカ・イシイルカ

【ナガスクジラ科】ミンククジラ・ザトウクジラ

・ 中抜き字は国内希少野生動植物種

・ アンダーラインは鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第１２条第１項第２号の規定により環境大臣がその保護繁殖を特に図ることが必要として定めた鳥獣（平成１２年２月１６日環境庁告示第６号）

・ *斜字*は天然記念物に指定された鳥獣

１０　傷病鳥獣保護収容等マニュアル

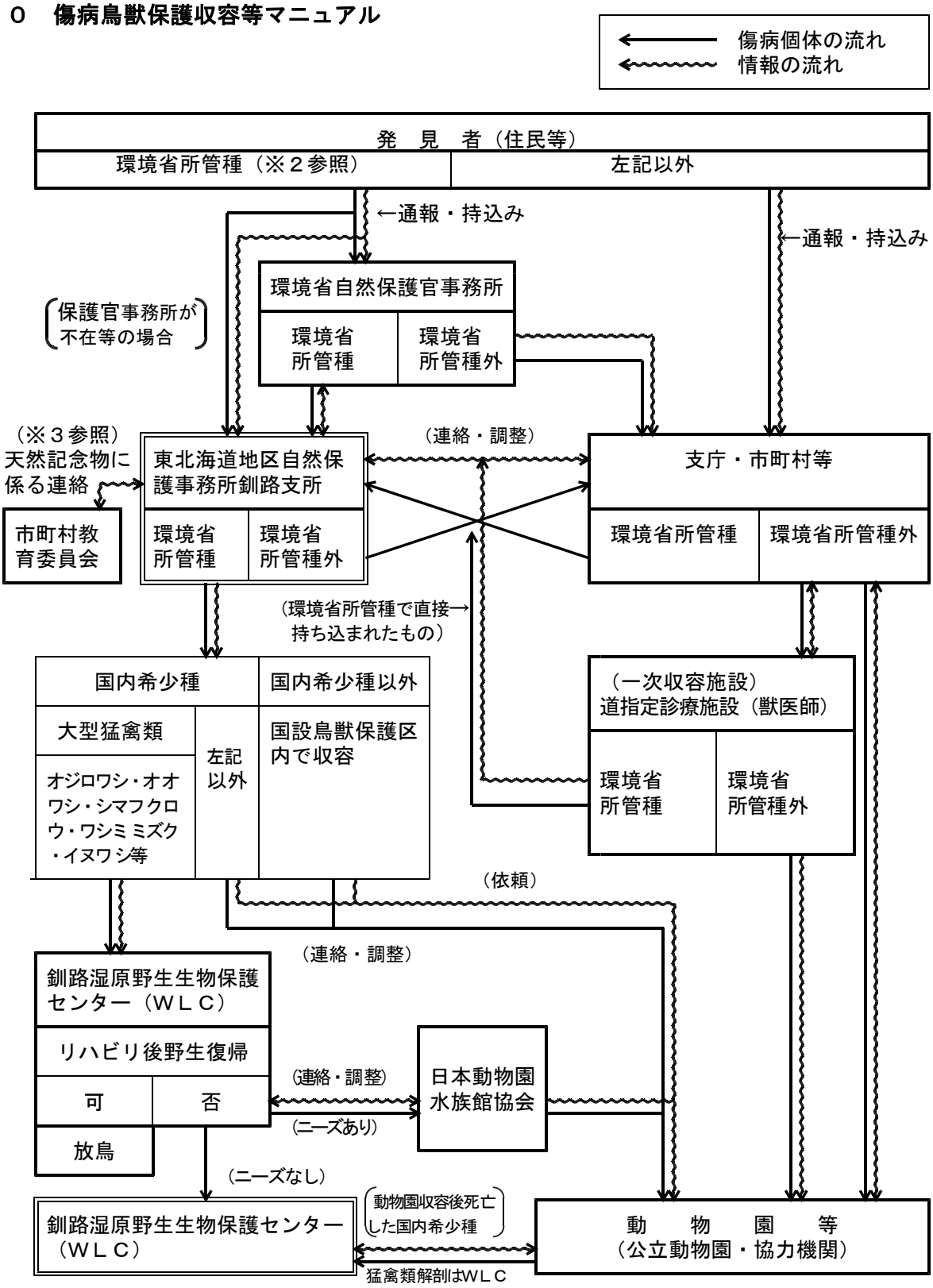

留意事項（ 本マニュアルは傷病鳥獣の保護・収容等の基本的な流れを表しており、関係機関等へは従前と同様に協力をお願いすることもある。）

※１　国内希少種の死亡個体は釧路湿原野生生物保護センター（ＷＬＣ）へ移送。

２　「環境省所管種」とは、国内希少種（別紙１）及び国設鳥獣保護区で収容された鳥獣。

３　天然記念物の現状変更については、放鳥前提で治療等をする場合は不要（野外放鳥が不可となった時点で、現状変更手続きを行う。なお、放鳥時点で文化庁へお知らせ（文化庁記念物課回答）

４　飼育許可についても、上記３と同じ。（飼育権限者＝北海道知事）

１１　国内希少野生動植物種

ア　鳥類

【アホウドリ科 】アホウドリ
【ウ科 】　　チシマウガラス
【コウノトリ科 】コウノトリ
【トキ科 】　　トキ
【ガンカモ科 】　シジュウカラガン
【ワシタカ科 】　オオタカ・イヌワシ・ダイトウノスリ・オガサワラノスリ・オジロワシ・オオワシ・カンムリワシ・クマタカ
【ハヤブサ科 】　シマハヤブサ・ハヤブサ
【キジ科 】　　ライチョウ
【ツル科 】　　タンチョウ
【クイナ科 】　　ヤンバルクイナ
【シギ科 】　　アマミヤマシギ・カラフトアオアシシギ
【ウミスズメ科 】エトピリカ・ウミガラス
【ハト科 】　　キンバト・アカガシラカラスバト・ヨナクニカラスバト
【フクロウ科 】　ワシミミズク・ シマフクロウ
【キツツキ科 】　オーストンオオアカゲラ・ミユビゲラ・ノグチゲラ
【ヤイロチョウ科 】 ヤイロチョウ
【ヒタキ科 】　　アカヒゲ・ホントウアカヒゲ・ウスアカヒゲ・オオトラツグミ・オオセッカ
【ミツスイ科 】　ハハジマメグロ
【アトリ科 】　　オガサワラカワラヒワ
【カラス科 】　　ルリカケス

イ　哺乳類

【ネコ科 】　　ツシマヤマネコ・イリオモテヤマネコ

（別紙１）

１２　鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第１２条第１項第２号の規定に基づく保護繁殖を特に図る必要がある鳥獣

ア　鳥類

【アホウドリ科】　アホウドリ・コアホウドリ
【ウミツバメ科】　オーストンウミツバメ・クロウミツバメ・クロコシジロウミツバメ・ ヒメクロウミツバメ
【ミズナギドリ科】シロハラミズナギドリ
【ウ科】　チシマウガラス
【カツオドリ科】　アオツラカツオドリ・アカアシカツオドリ
【ネッタイチョウ科】アカオネッタイチョウ
【コウノトリ科】　コウノトリ
【サギ科】　オオヨシゴイ・サンカノゴイ
【トキ科】　クロツラヘラサギ・トキ
【カモ科】　コクガン・シジュウカラガン・ツクシガモ・トモエガモ・ヒシクイ
【タカ科】　イヌワシ・オオタカ・オオワシ・オガサワラノスリ・オジロワシ・カンムリワシ・クマタカ・ダイトウノスリ・チュウヒ・リュウキュウツミ
【ハヤブサ科】　シマハヤブサ・ハヤブサ
【ライチョウ科】　ライチョウ
【クイナ科】　オオクイナ・ シマクイナ・ヤンバルクイナ
【ツル類】　タンチョウ・ナベヅル・マナヅル
【ウミスズ科】　ウミガラス・ウミスズメ・エトピリカ・カンムリウミスズメ・ケイマフリ
【カモメ科】　オオアジサシ・コアジサシ・ズグロカモメ
【シギ科】　アカアシシギ・アマミヤマシギ・カラフトアオアシシギ・コシャクシギ・チシマシギ・ヘラシギ・ホウロクシギ
【セイタカシギ科】セイタカシギ
【ツバメチドリ科】　ツバメチドリ
【ハト科】　アカガシラカラスバト・キンバト・シラコバト・ヨナクニカラスバト
【フクロウ科】　キンメフクロウ・シマフクロウ・リュウキュウオオコノハズク・ワシミミズク
【ブッポウソウ科】ブッポウソウ
【キツツキ科】　アマミコゲラ・オーストンオオアカゲラ・クマゲラ・ノグチゲラ・ミユビゲラ
【アトリ科】　オガサワラカワラヒワ
【ウグイス科】　イイジマムシクイ・ウチヤマセンニュウ・オオセッカ
【カラス科】　ルリカケス
【サンショウクイ科】サンショウクイ

【シジュウカラ科】オーストンヤマガラ・オリイヤマガラ・ナミエヤマガラ
【ツグミ科 】　アカコッコ・アカヒゲ・ウスアカヒゲ・オオトラツグミ・タネコマドリ・ホントウアカヒゲ
【ホオジロ科】　コジュリン
【ミソサザイ科】　モスケミソサザイ
【ミツスイ科】　ハハジマメグロ
【モズ科】　チゴモズ
【ヤイロチョウ科】ヤイロチョウ

イ　哺乳類
【オオコウモリ科】エラブオオコウモリ・オガサワラオオコウモリ・ダイトウオオコウモリ
【キクガシラコウモリ科】イリオモテコキクガシラコウモリ・オキナワコキクガシラコウモリ・オリイコキクガシラコウモリ・カグラコウモリ・ミヤココキクガシラコウモリ・ヤエヤマコキクガシラコウモリ
【ヒナコウモリ科】ウスリドーベントンコウモリ・ウスリホオヒゲコウモリ・エゾホオヒゲコウモリ・カグヤコウモリ・クビワコウモリ・クロホオヒゲコウモリ・コヤマコウモリ・シナノホオヒゲコウモリ・チチブコウモリ・ニホンウサギコウモリ・ニホンコテングコウモリ・ニホンテングコウモリ・ヒナコウモリ・ヒメホオヒゲコウモリ・ヒメホリカワコウモリ・フジホオヒゲコウモリ・ホンドノレンコウモリ・モリアブラコウモリ・ヤマコウモリ・ヤンバルホオヒゲコウモリ・リュウキュウテングコウモリ・リュウキュウユビナガコウモリ
【イタチ科】　ツシマテン・ニホンカワウソ
【ネコ科】　イリオモテヤマネコ・ツシマヤマネコ
【ウサギ科】　アマミノクロウサギ